

# 第二次長野市消費者施策推進計画の概要版

## <第1章> 計画の策定にあたって

### 1 第二次推進計画策定の趣旨

- ・国、県の動向  
〈国〉  
：消費者安全法（H21）  
：消費者教育推進法（H24.12月）  
：第4期消費者基本計画（R2～）  
〈県〉  
：第2次長野県消費生活基本計画（H30～）
- ・消費者教育推進法第10条第2項に基づき、国の基本方針・県の計画を踏まえ、第一次長野市消費者施策推進計画の後期計画として策定するもの。

### 2 計画の性格と位置づけ

- ・県計画の「基本理念」及び「施策推進の基本方針」を共有し、自ら考え行動する「消費者市民社会」の構築を目指し、施策を展開する。
- ・第五次長野市総合計画 後期基本計画の個別計画として、消費者施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 3 計画の期間

- ・令和4年度から令和8年度の5年間

### 4 SDGsの推進

- ・環境を含む社会全体に配慮した思いやりのある消費行動の推進

## <第2章> 消費者を取り巻く現状と課題

### 社会情勢

- ・キャッシュレス化への環境整備と行政手続きのデジタル化の推進
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、新しい生活様式が広がり、消費行動の変化

### 現状と主な課題

#### 1 安全・安心の消費生活の現状と課題

- ・安全な消費生活の確保
- ・環境負荷の低減などへの自発的な取り組みを普及・啓発

#### 2 デジタル化、グローバル化の現状と課題

- ・正しい情報の見極めと適正な行動力の育成
- ・多重債務のリスク回避
- ・海外との消費者問題に対する関係機関と連携強化

#### 3 地域の現状と課題

- ・地域を巻き込んだ危機意識の醸成や消費者力向上に向けた教育機会の確保

#### 4 高齢者の現状と課題

- ・消費生活センター等の認知度の向上
- ・地域の関係団体との協働による被害の未然防止活動強化

#### 5 若年者の現状と課題

- ・社会とつながった学習と情報教育の推進
- ・成年年齢の引下げに伴う消費者教育推進の体制づくり

## <第3章> 施策の展開と具体的事業

### 1 市民の安全・安心 [16事業]

(1)食品・製品等の監視・指導（消費生活センター、健康課、食品生活衛生課、生活環境課）	[9事業]
(2) 事故情報等の収集・提供（消費生活センター）	[1事業]
(3) 地産地消の推進（農業政策課）	[2事業]
(4) 家庭ごみの減量・食品ロス削減（生活環境課）	[3事業]
(5) 環境活動の協働（環境保全温暖化対策課）	[1事業]

### 2 特殊詐欺等の被害防止 [9事業]

(1) 見守りネットワークの強化（消費生活センター、福祉政策課、生活支援課、高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、障害福祉課、地域活動支援課）	[1事業]
(2) 被害防止の啓発（消費生活センター、地域活動支援課、高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、家庭・地域学びの課）	[3事業]
(3) 成年後見制度の活用（地域包括ケア推進課、障害福祉課）	[4事業]
(4) 特殊詐欺等の情報共有（消費生活センター、関係各課・機関）	[1事業]

### 3 消費者教育の充実 [12事業]

(1) 学校における教育の充実（学校教育課、消費生活センター）	[4事業]
(2) 社会教育施設等での教育（消費生活センター、家庭・地域学びの課、食品生活衛生課）	[3事業]
(3) 食育の推進（健康課）	[2事業]
(4) 環境教育の推進（環境保全温暖化対策課）	[1事業]
(5) 賢い消費者の育成（消費生活センター）	[1事業]
(6) デジタル化への対応（消費生活センター、学校教育課）	[1事業]

### 4 市民意見の反映 [3事業]

(1) 市民意見の収集（消費生活センター）	[1事業]
(2) 長野市消費生活協議会の運営（消費生活センター）	[1事業]
(3) 消費者団体等との協働（消費生活センター）	[1事業]

### 5 相談窓口の強化 [5事業]

(1) 相談業務の広域連携（消費生活センター）	[1事業]
(2) 迅速・適切な消費生活相談の実施（消費生活センター）	[1事業]
(3) 相談体制の充実（消費生活センター）	[1事業]
(4) 専門家による市民相談の実施（消費生活センター）	[1事業]
(5) 多重債務者の支援（消費生活センター、関係各課）	[1事業]

## <第4章> 施策の重点目標と進行管理

### 1 施策の重点目標（年間）

#### 重点目標1

成年年齢の引下げによる消費者教育の推進を図る。

- ◆教育現場への相談員の派遣  
年間5校以上

#### 重点目標2

消費者被害の未然・拡大防止を図る。

- ◆被害認知件数
  - ・特殊詐欺 年間20件以下
  - ・通信販売 年間50件以下

#### 重点目標3

関係機関と連携した消費者教育の推進を図る。

- ◆出前講座の開催  
年間30回以上

### 2 施策の進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、効果的な施策推進に取り組むとともに、長野市消費生活協議会に報告し、ホームページ等で公表します。